

1 区分	2 交付対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
介護テクノロジー導入支援事業	令和6年11月1日付け6高福第2489号福祉局長通知の「令和6年度愛知県介護テクノロジー導入支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	<p>(1)介護ロボット 1機器当たり以下のとおり ア 移乗支援(装着型・非装着型)、入浴支援の場面において使用されるもの、その他介護サービスの質の向上につながるものと県が判断したものであって次のいずれかに該当するもの ①床走行式リフト、②一括で調理支援を行う機器、③加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車、④バイタル情報等を基に職員へ通知を行うシステム、⑤特殊浴槽 1,250,000円 イ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援の場面において使用されるもの 375,000円</p> <p>(2)ICT 職員数※に応じて、1事業所当たり以下のとおり ア 1名以上10名以下 1,250,000円 イ 11名以上20名以下 2,000,000円 ウ 21名以上30名以下 2,500,000円 エ 31名以上 3,250,000円</p> <p>※職員数 『令和6年6月4日厚生労働省老健局長通知「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」の一部改正について』の別紙1「令和6年度(令和5年度からの繰越分)介護テクノロジー定着支援事業実施要綱(以下「国実施要綱」という。)」の4(2)イ(イ)※1から※3のとおり。</p>	<p>(1)『「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」の一部改正について(令和6年6月4日付け老発0604第1号厚生労働省老健局長通知(以下「国通知」という。))』の別紙1「令和6年度(令和5年度からの繰越分)介護テクノロジー定着支援事業実施要綱(以下「国実施要綱」という。)」の4(1)アで定める経費。</p> <p>(2)「国実施要綱」の4(2)アで定める経費。</p>	介護保険法(平成9年法律第123号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく事業所・施設を運営する法人	<u>4</u> 5

		(3) パッケージ型による導入支援 1 事業所あたり 12,500,000 円	(3) 「国実施要綱」の4 (3) アで定める経費。		
ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業	令和6年11月7日付け6高福第2503号福祉局長通知の「令和6年度愛知県ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業実施要綱」に基づき実施する事業	1モデルあたり 8,500,000 円 ※5モデルを上限とする	国通知の別紙2「令和6年度(令和5年度からの繰越分)地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱」4 (1)イ(ア)で定める経費	市町村	<u>10</u> 10
協働化・大規模化等による職場環境改善事業	令和6年11月1日付け6高福第2490号福祉局長通知の「令和6年度愛知県協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱」に基づき実施する事業	事業者グループを構成する1法人につき 1,500,000 円  1事業者グループあたり 15,000,000 円	国通知の別紙3「令和6年度(令和5年度からの繰越分)協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱」の4で定める経費	介護保険法(平成9年法律第123号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく事業所・施設を運営する法人	<u>4</u> 5